

年休の半日単位 時間単位取得。

いつもお世話になっております。

今回は、“結構よく聞けど… 実際のところ法律ではどうなっているんだろう…?”
という「年休の半日もしくは時間単位取得」についてです。

まず、法律上、半日単位年休と時間単位年休は異なるものです。

付与単位	労基法上の取扱
半日単位	労使双方の合意があれば、与えることができます。 (従業員さんが希望しても会社側が認めないことは問題ありません。)
時間単位	労使協定が締結されている場合のみ、 5日/年の範囲内で与えることができます。 時間単位年休は本来の年休の目的である 「労働者の心身の疲労回復」から与えるため制限がかかります。

以上のように なっておりますので、それぞれ 運用を考慮ときは、

- ・ 半日単位年休については ～ 従業員さんとご相談を、
- ・ 時間単位年休については ～ 弊社に「相談したいけれど」、といいます。

上手に 運用しないと 竹内結子さんに 口づけてしまいます… (> <)

不明点等 ございましたら、弊事務所宛 ご連絡おねがい致します～。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。